仕　様　書

1. 件　　名　　苅田港湾事務所旧庁舎敷地整備

2. 概　　要　　本業務は、苅田港湾事務所旧庁舎敷地の草刈りを行うものである。

3. 対象場所　　福岡県京都郡苅田町港町37番地

4. 履行期間　　契約締結日から令和8年12月11日までとする。

5. 内　　容

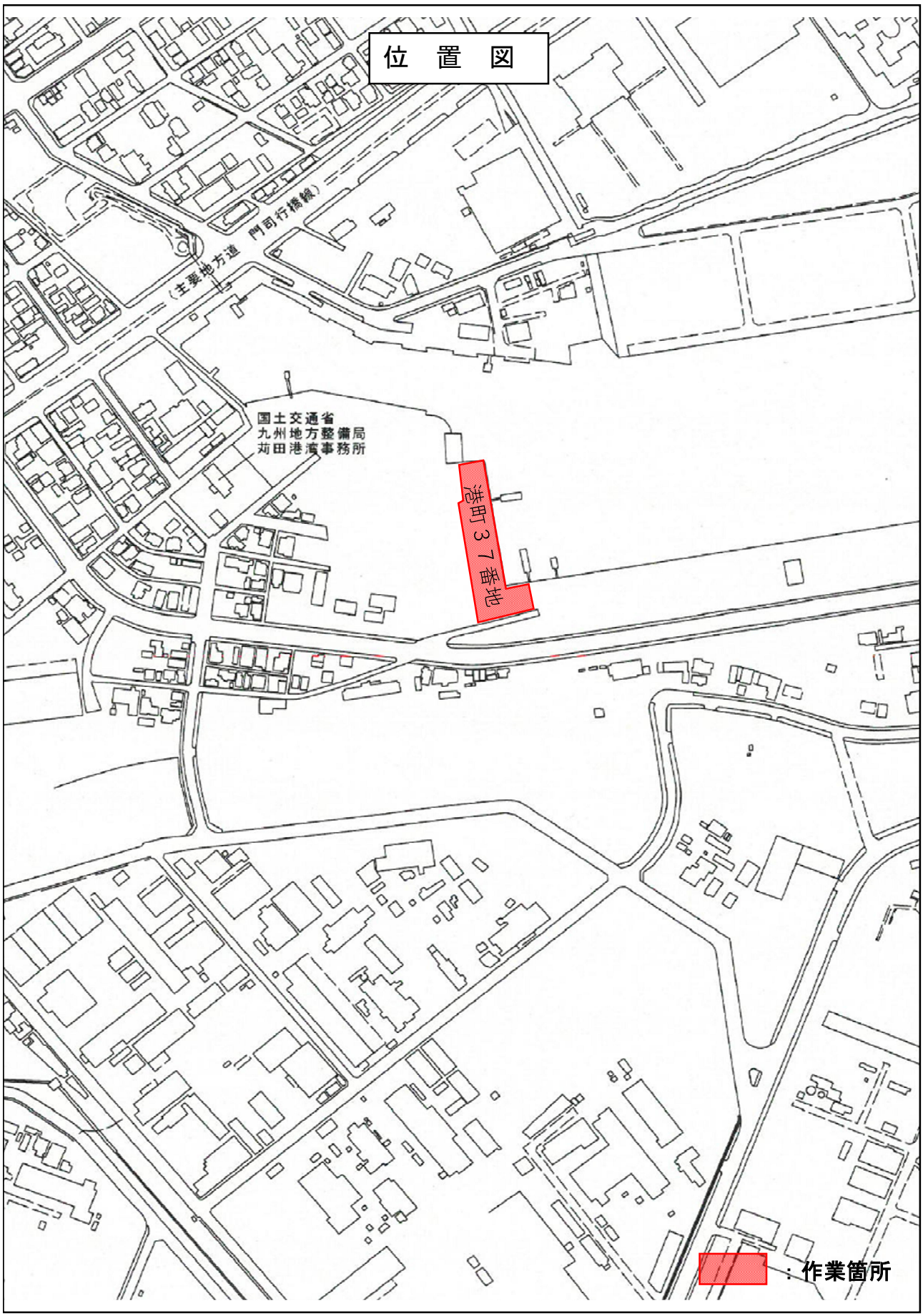
業 務 名 称	内　　容	数量	摘　　要
苅田港湾事務所旧庁舎敷地整備 福岡県京都郡苅田町港町37番地	 草刈り 片付、運搬、処分	1式 約 3,400㎡	

6. 仕　　様　　1）本業務は別添図に示す箇所の整備を行うものである。
2）作業に当たっては事前に除草剤を使用してもよいとする。
3）履行中に既設構造物等に損傷を与えた場合は速やかに当局職員に報告し、受注者にて原形復旧するものとする。

7. 検　　査　　本仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

8. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
1）当契約において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
2）1）により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
3）1）及び2）の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。
4）当契約において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより納期に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

9. そ の 他　　1）本業務の実施により知り得た情報を漏洩してはならない。
2）刈り取った草や伐採した樹木については、適正に処理すること。
3）本業務において疑義が生じた場合は当局職員と協議すること。


位　置　図
門司行橋線）
（主要地方道
国土交通省
九州地方整備局
苅田港湾事務所
港町３７番地
：作業箇所